

# 時津町が実施している高齢者福祉事業一覧

令和6年4月1日現在

1. 一人暮らしで緊急のときが心配…。  
【緊急通報体制等整備事業】
2. 一人暮らしで電話がなくて心配…。  
【老人福祉電話設置事業】
3. 寝具（布団）の衛生管理が心配…。  
【寝具洗濯乾燥消毒サービス事業】
4. 交通費の助成サービスはないの？  
【高齢者交通費助成事業】  
【移送支援サービス事業】
5. ヘルパーさんをほんの少しの間派遣してほしい…。  
【軽度生活援助事業】
6. ごみ出しができないので手伝って欲しい…。  
【ごみ出しボランティア活動推進事業】
7. 在宅で介護している人に手当はないの？  
【在宅介護者見舞金支給事業】
8. おむつ等の支給はないの？  
【家族介護用品支給事業】
9. 長寿のお祝いはないの？  
【長寿祝金支給事業】  
【健康奨励金支給事業】

## 1. 緊急通報体制等整備事業（緊急通報機器の設置）

### ●事業内容

一人暮らしの高齢者等が、家庭内で急病又は災害等に陥った時に、緊急通報機器を使用することで、緊急通報受信センターにつながります。通報を受けたオペレーターが、救急車の出動を要請したり、事前に登録していただいている協力員へ連絡することにより、対象者の迅速な救助等を行います。

なお、毎月の安否確認を定期的に受信センターが行います。

### ●対象者

時津町内に住所があり、かつ、その居宅に電話を設けている方で、次の項目に該当する方とします。

- (1) 65歳以上の一人暮らしの高齢者
- (2) 65歳以上の高齢者で構成する世帯の構成員
- (3) 一人暮らしの重度身体障害者等
- (4) その他町長が適当であると認めた者

### ●通報機器の種類

- (1) 固定型（通常の電話機ほどの大きさです。）
- (2) 携帯電話型（スマートホンほどの大きさです。）

### ●利用者負担

設置及びレンタルに係る費用はかかりません。ただし、次の費用は利用者負担となります。

- (1) 通話料
- (2) 人感センサー等の附属機器（月額550円）

### ●実施機関 (株)福岡安全センター長崎営業所

### ●その他留意事項

- (1) 申込時には、1名の協力員の記載をしていただきます。また、地区の民生委員の意見をいただく必要があります。
- (2) 通報機器を外部に持ち出し紛失した場合などは、実費負担していただく場合があります。

## 2. 老人福祉電話設置事業

### ●事業内容

一人暮らし高齢者等に対し、時津町保有の福祉電話回線をレンタルし、関係機関及び地域住民の協力を得て、次のような活用に努めます。

- (1) 一人暮らし高齢者に対する電話訪問
- (2) 電話による各種の相談及び助言
- (3) その他必要と認められるサービス

### ●対象者

時津町内に住所があり、概ね **65 歳以上の低所得**の一人暮らしの方等で、安否確認を行う必要があると認められる方

なお、**低所得**の判断は、生活保護基準の 1.5 倍以内の収入とします。

### ●利用者負担

- (1) 福祉電話の設置及び撤去工事：時津町負担（利用者負担なし）
- (2) 電話の基本使用料及び回線使用料：時津町負担（利用者負担なし）
- (3) 電話の通話料：利用者の実費負担

## 3. 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

### ●事業内容

寝具（原則として、掛布団、敷布団及び毛布各 1 枚を一式とする。）の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを行います。

ただし、事業の利用は、4月から翌年3月までにおいて、**2回を限度**とします。

なお、寝具を洗濯に出している間は、**寝具の無料貸出し制度**があります。

### ●対象者

時津町内に住所がある **65 歳以上**の方で、次の項目に該当する方

- (1) 寝具の衛生管理が困難な一人暮らしの高齢者
- (2) 老衰、心身の障害又は傷病等の理由により、寝具の洗濯、乾燥及び消毒が困難な高齢者

※なお、利用決定に当たり、介護保険の要介護認定情報等を参考とします。

### ●利用者負担

利用者負担なし

### ●実施機関 (有)ふじや

## 4-1. 高齢者交通費助成事業（バスまたはタクシーの助成）

### ●事業内容

自家用車による外出ができない在宅もしくは在宅と同等の施設に入所する高齢者へ、生活状況にあった交通機関（バス又はタクシー）の利用について助成を行うことにより、日常的な外出の支援を行います。

◎バス：申請時に指定したエヌタスTカードへ9,000円分のTポイントもしくはエヌタスマネーを付与します。

◎タクシー：タクシーチケット（600円券）を15枚交付します。

### ●対象者

70歳以上の方で、次の全ての項目に該当する方

(1)時津町内に1年以上お住まいの方

(2)運転免許証をお持ちでない方

（ご家族が運転免許証をお持ちかどうかは問いません。）

※初回申請し、決定された方は、翌年度以降の申請は必要ありません（自動更新）。

### ●実施機関

◎バス：長崎自動車株式会社（長崎バス）

◎タクシー：長崎タクシー共同集金株式会社に加盟しているタクシー及び本町に登録されている福祉・介護タクシー事業所



## 4-2. 移送支援サービス事業（タクシーチケットの交付）

### ●事業内容

利用者の居宅と医療機関その他の施設間の送迎に係る費用について、タクシーチケット方式（時津町移送支援サービス利用券）による助成を行います。

なお、利用券については、1回のタクシー乗車につき、1枚から複数枚利用できますが、当該申請のあった年度内（4月1日から翌年3月31日まで）において、15枚を限度とします。

また、利用券1枚の助成限度額は、600円とし、運賃との差額が生じた場合、その差額は利用者負担となります。

※本事業の利用範囲は、次のとおりとし、営業活動等の経済的活動に係る外出及び社会通念上移送支援サービスを行うことが適当でない外出等に利用することはできません。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けようとするとき
- (2) 通院、買い物その他の日常的な活動で、町長が必要と認めるもの

### ●対象者

時津町内に住所がある65歳以上の方で、次の全ての項目に該当する方

ただし、時津町心身障害者福祉タクシー助成事業実施要領第3条又は時津町人工透析者通院費助成事業実施要領第3条に規定する助成対象者は除きます。

また、高齢者交通費助成事業との併用はできません。

- (1) 介護保険法第27条第10項に規定する要介護認定又は同法第32条第6項に規定する要支援認定を受けた者  
（介護の認定期間外には使用できませんのでご注意ください。）
- (2) 当該利用者の属する世帯が、前年分所得税非課税世帯（1月から6月の申請については、前々年分所得税非課税世帯）である者

### ●実施機関

- (1) 長崎タクシー共同集金株式会社に加盟しているタクシー
- (2) 本町に登録されている福祉・介護タクシー事業所

## 5. 軽度生活援助事業（ホームヘルパーの派遣）

### ●事業内容

次の(1)から(3)の事業の利用に対し、1時間を単位としてヘルパーの派遣を行います。

（原則として、1日2時間、1週間に2日、1月当たり延べ18時間を限度）

#### (1) 家事援助に関すること

ア…調理 イ…洗濯 ウ…住居の掃除等の家事

#### (2) 相談、助言に関すること

#### (3) 入浴、排せつ、食事等の介護（けが等で一時的に介護が必要となった方のみ）

### ●対象者

時津町内に住所があり、日常生活を営むのに軽度の支障がある65歳以上の在宅高齢者（介護保険非該当者）であって、介護予防・生活支援サービス事業対象者となった者及び一時的に介護が必要となった者

### ●利用者負担金

(1) 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）：利用者負担なし

(2) 上記(1)以外の世帯

・身体介護を伴わない場合：200円／1時間あたり

・身体介護を伴う場合：250円／1時間あたり

### ●利用期間

利用開始日からおおむね6ヶ月を限度とします。

### ●実施機関

社会福祉法人 時津町社会福祉協議会

## 6. ごみ出しボランティア活動推進事業

### ●事業内容

本事業は、地域と協働で高齢者等を見守る生活支援活動を推進することを目的としており、家庭の日常生活において発生する廃棄物（家庭ごみ）を集積所まで搬出できない高齢者等世帯に対し、家庭ごみの搬出支援を行います。

なお、ごみ搬出ボランティアの方を確保していただく必要がありますが、確保するのが困難な場合、そのことを町に申し出ることもできます。

### ●対象者

家庭ごみを出すことが困難で、親族等の協力を得られない世帯で、世帯全員が次のいずれかに該当する高齢者等世帯

- (1) 要介護の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳（第1種）の交付を受けている者
- (3) 療育手帳（A1又はA2）の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- (5) 上記以外でも同等の状況にあると判断される者

### ●ボランティア

時津町内に住所があり、上記高齢者等世帯の家庭ごみを週1回又は月4回程度出すことができる方で、その高齢者等世帯の親族でない方等とします。

### ●報奨品の贈答

支援を行ったボランティアの方に対しては、時津町から感謝の意を表し、報奨品を贈答します。



## 7. 在宅介護者見舞金支給事業

### ●事業内容

在宅の寝たきり者、又は重度の認知症者の介護者に対し、見舞金を支給します。

なお、介護保険非該当者の支給の決定については、対象者の居住する地区の民生児童委員の意見を聞いて、支給の決定を行います。

### ●対象者

毎年9月1日現在において、次の要件に該当する方とします。

- (1) 在宅の寝たきり者、又は重度の認知症者及び介護者のいずれも、本町に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録済みであること。
- (2) 在宅で引き続き1年以上介護状態が続いていること。ただし、年間を通じ3ヶ月未満の入院及び入所は、その期間も在宅で介護したものとみなします。

※介護保険の認定を受けている方のうち、要介護4又は要介護5の認定を受けた方を1年間介護した方が対象となります。

なお、介護認定の空白期間がある場合や、介護度が要介護4又は要介護5以外の介護度である方に関する決定は、対象者の地区の民生児童委員から意見を聞いたうえで行います。

### ●見舞金額

寝たきり者等1人につき年間50,000円とし、一時金として支給します。

### ●申請受付期間

9月1日～9月末日まで

### ●支給決定

10月下旬

## 8. 家族介護用品支給事業

### ●事業内容

高齢者を在宅で介護している家族の方の負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品（排泄を対象とした消耗品であり、介護用食品は除きます。）を購入した際の購入費を助成します。

### ●対象者

次の要件をすべて備えている65歳以上の高齢者を、在宅で介護している時津町に住所を有している家族（住民税非課税世帯）の方

- (1) 時津町に住所があること
- (2) 要介護4、5の認定を受けていること
- (3) 住民税非課税世帯であること

### ●助成金額

高齢者1人につき、年度内（毎年4月から翌年3月まで）に購入した介護用品について、75,000円を上限額とします。

### ●留意事項

- (1) 領収書の購入品目は、購入した内容がわかるもの（レシート可）としてください。  
なお、「介護用品として」など、購入品目がわからない領収書は助成対象としないのでご注意ください。
- (2) 領収書のあて名は、介護をしている方（ご家族など）となっているものを助成対象とします。
- (3) 助成対象となる領収書の作成年月日は、申請日から遡って1年以内の日付のものを助成対象とします。

## 9. 長寿祝金支給事業

### ●事業内容

高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を祝福するため、長寿祝金の支給を行います。

### ●対象者

#### ・88歳になられた方

毎年9月1日現在において、次の要件に該当する方

- (1) 時津町に引き続き1年以上居住していること（住民基本台帳等に登録有）
- (2) 年齢満88歳に達していること

#### ・100歳になられた方

時津町に引き続き1年以上居住している、100歳に到達した方

### ●支給金額

・88歳・・・3万円

・100歳・・・10万円

### ●支給方法

#### ・88歳

8月上旬に、個別に案内文書を送付しますので、同封する申請書の提出が必要です。その後、指定の口座に振り込むことにより支給します。

#### ・100歳

お誕生日に自宅等を訪問し、町長から100歳となられた方へ祝金を贈呈します。また、ご希望の場合は、訪問の様子（写真）を広報誌へ掲載します。

### ●留意事項

※本事業は対象となる全ての方へ祝金を支給しますので、申請書の提出にご協力をお願いします。

なお、申請を辞退する場合は「辞退届」の提出が必要ですのでご連絡ください。

## 10. 健康奨励金支給事業

### ●事業内容

高齢者に対して、早い段階から、健康意識の啓発や、各自の健康づくりへの取組を推奨し、応援するため、後期高齢者となる75歳の方に健康奨励金を支給します。

### ●対象者

#### ・75歳になられた方

毎年9月1日現在において、次の要件に該当する方

- (1) 時津町に引き続き1年以上居住しており、住民基本台帳に登録があること
- (2) 年齢が満75歳に達していること

※なお、令和6年度に限り、年齢満76歳・77歳に達する方も対象となります。

### ●支給金額

- ・1万円

### ●支給方法

8月上旬に個別に案内文書を送付しますので、同封する申請書の提出を行ってください。その後、指定の口座に振り込むことにより支給します。

### ●留意事項

本事業は、対象となる全ての方へ支給しますので、申請書の提出に忘れずに行ってください。

なお、申請を辞退する場合は「辞退届」の提出が必要であるため、ご連絡ください。